

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成29年11月16日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 ^{たぐち}6田口 ^{よしのり}慶則・^{むくした}7椋下 ^{たもつ}保・^{みやもと}14宮本 ^{まさはる}政春・^{もりやま}15守山 ^{たかゆき}孝之
^{なかたに}16中谷 ^{ひでや}秀也・^{にしもり}17西森 ^{よしのり}偉統・^{ゆうき}18結城 ^{しんぞう}晋三・^{もろと}20諸戸 ^{よしあき}善昭
^{なかの}22中野 ^こたつ子・^{かたおか}23片岡 ^{まさいく}眞郁

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 ^{むくした}7椋下 ^{たもつ}保・^{にしもり}17西森 ^{よしのり}偉統

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第11回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の議事録署名に指名させていただきます。7番 椋下 保委員、17番 西森偉統委員、よろしくお願ひします。 それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。 報告第1号から報告第5号につきまして、事務局から一括して報告をお願ひします。 事務局、よろしくお願ひします。</p>
事 務 局	<p>大変失礼ですけども、座って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。 議案書の1ページをお願ひいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は、田で2万2,240㎡でございます。 これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 2ページから8ページをお願ひいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から12で、8ページをお願ひします。 件数は合計で12件、合計面積は6万6,482.38㎡で、その内訳は田が4万7,682.38㎡、畑が1万8,597㎡、その他、これは台帳地目が山林となっている農地ですが、これが303㎡でございます。 これにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 9ページをお願ひいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、一般個人住宅用地 番号2、太陽光発電施設用地の2件で、面積は畑で938㎡でございます。 10ページをお願ひします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、店舗用地の1件で、面積は2,316㎡、このうち田が1,249㎡、畑が1,067㎡でございます。 11ページをお願ひいたします。 報告第5号 時効取得による所有権の移転でございます。 番号1、権利者_____、申請地は畑で22㎡、取得年月日は平成9年2月24日でございます。 この案件につきましては、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。 よろしくお願ひします。</p>

議長

ありがとうございました。

事務局から報告がありましたとおりです。よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 6,080㎡、渡人 _____、面積 1,643㎡、申請地 木造町西塚越 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 621㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積 1万7,611㎡、渡人 _____、面積 1万7,611㎡、申請地 久居小野辺町城ノ越 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 892㎡。

これにつきましては、後継者である孫への贈与になります。

番号3、地区 久居、受人 _____、面積 1万7,611㎡、渡人 _____、面積 1万7,611㎡、申請地 久居小野辺町畑山新田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,074㎡。

これにつきましては、後継者である子への贈与になります。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、面積 8,004㎡、渡人 _____、面積 2,724㎡、申請地 森町加村垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 189㎡外1筆、合計面積 596㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 家城、受人 _____、面積 5,167㎡、渡人 _____、面積 1,056㎡、申請地 白山町北家城下出 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,037㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 八ッ山、受人 _____、面積 5,639㎡、渡人 _____、面積 3,456㎡、申請地 白山町山田野下広 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 301㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 竹原、受人 _____、面積 3,574㎡、渡人 _____、面積 9,261.77㎡、申請地 美杉町竹原瀬木 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 654㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 下之川、受人 _____、面積 8,351㎡、渡人 _____、面積 3,873㎡、申請地 美杉町下之川鴉谷 _____、台帳地目・

現況地目とも畑、面積 697㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、面積 2,346㎡、申請地 美杉町下之川神山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 271㎡外1筆、合計面積 538㎡。

これにつきましては、受人は、美杉地域における空き家取得に伴う別段面積を適用して、農地を取得するものです。

以上、件数は9件で、合計面積は、6,446㎡、このうち田が2,028㎡、畑が4,418㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番から3番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。1番について、ただいま事務局の説明したとおりでございます。場所は、_____を東に約500メートルのところでございます。これは諸戸さんと椋下さん、それから地元推進委員とこれを見てまいりました。

2番、3番は場所がよく似ていますので、これは_____の南に約100メートルのところでは。それと、これも諸戸委員と地元推進委員で、別に何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

4番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。10日の日に部会長、それから田口委員、それから地元推進委員と私とで現地確認をさせていただきました。場所は_____の北約300メートルのところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。

5番、6番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。まず、5番の家城のところですが、11月10日、中谷、西森両委員と地元推進委員、それから事務局という面々で、立ち会いをさせていただきました。場所ですが、_____の雲出川対岸300メートルほど北側へ行ったところでした。現況はきれいに田んぼとして管理されているところでした。後のまた田から田に使用されるということで、何ら問題ないようなところと思われました。

それから、6番、八ッ山のほうですが、これも同じメンバーで中谷、西森両委員と、それから地元推進委員と事務局ということで立ち会いをさせていただ

きました。場所ですが、これもちょっとわかりにくいのですが、_____の南側、_____を挟むんですけども、田んぼの周りに何もないようなところなんです。現況も田のまま使用されていたということで、また田のまま使われるということで、こちらのほうも何ら問題ないと考えております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
7番から9番、お願いします。

結城委員 18番、結城でございます。7番の竹原から下之川8、9と説明をいたします。

10日の日に、地元推進委員と事務局で現地調査をいたしました。耕作をしていた_____さんがその隣の田も耕作をされるということです。そういうことでございます。

それから、下之川はこれも同じ10日の日に、地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。この件は登記をつける手続きをしたいので、申請をしたということでございます。

それから、下之川の9番については、これも同じ地元推進委員と現地確認をいたしました。受人は自然豊かな美杉でぜひ農業とか生活をしたいということで、所有権移転をしたいということでした。その裏の畑については、立派な野菜が十分ついていました。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
久居地区ですけど、前回から、推進委員さん全員が2班に分かれて回らせていただいて、やっぱり皆さんも喜んでおり、まだ回ってない方もやっぱり打ち解けて、正解だったと思います。気心も知れますしね。中のこともよくわかって、一層団結ができたと思います。
何かこの件について、皆さん方。ご意見あったら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 新家町小部_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 675㎡外1筆、合計面積 1,663㎡。

これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、475.2㎡、利用率といたしましては土地が不整形でありますことから転用面積の28.6%になります。

なお、4月からこの目的で造成しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居明神町コボレ山_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 22㎡。

これにつきましては、申請地を、倉庫用地とするものですが、昭和49年ごろからこの目的で使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は、1,685㎡、このうち田が988㎡、畑が697㎡でございます。

いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありました。立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。去る10日の日に、午後から会長を初め部会長、事務局、私と地元推進委員で見てまいりました。場所は_____の西約100メートルの道挟んだ隣ぐらいいです。埋め立ても早い時期からしておったということで、これ以外は、何も問題ないと思います。

2番ですけど、これは諸戸委員と椋下委員と、それから地元推進委員で行ってまいりました。場所は_____のすぐ西隣で、空き地みたいになって、何もできないような場所ですので、これも何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようですのでお諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 14ページ、15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町浜井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 654㎡外2筆、合計面積 1,784㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、561.6㎡、南側のり面などの日陰部分を避けて設置することから利用率といたしましては転用面積の31.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____外2名、申請地 稲葉町寺平尾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 76㎡外2筆、合計面積 1,166㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、544.32㎡、転用面積の46.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町下鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 581㎡外1筆、合計面積 1,139㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、630.99㎡、転用面積の55.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山中野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 264㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目・現況地目 田、面積 112㎡外2筆、合計面積 1,414㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、686.4㎡、転用面積の44.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 倭、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 白山町南出下出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 114㎡外1筆で、

合計面積 は1, 501㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル面積設置は、480.96㎡、傾斜地への設置が困難であるとのことで、利用率といたしましては転用面積の34.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八手俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八手俣梅ヶ広_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 761㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、374.08㎡、利用率といたしましては転用面積の49.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 八手俣、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 美杉町八手俣梅ヶ広_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 239㎡外1筆、合計面積 889㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、227.12㎡、土地が不整形でありますことから利用率といたしましては転用面積の25.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 八手俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八手俣梅ヶ広_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 357㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、106.88㎡、土地が不整形でありますことから利用率といたしましては転用面積の29.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川大作_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 750㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、利用率といたしましては転用面積の64.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件で、合計面積は、1万25㎡、このうち田が6,688㎡、畑が3,337㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

田口委員	1 番、去る 10 日の午後、現場を見てまいりました。会長、部会長、事務局と、それから地元推進委員、それと私と見てまいりましたが、場所は新家の _____ の西へ約 200 メートルのところですか。これは何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございます。 2 番、3 番、お願いします。
椋下委員	7 番、椋下でございます。これも 10 日の日に、守山会長、諸戸部会長、それから地元推進委員と事務局と私で確認をさせていただきました。場所につきましては、_____ の南へ約 300 メートルのところでございます。先月にもこの横の物件がございました。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。 それから、3 番でございますが、これも守山会長、それから諸戸部会長、それから地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所につきましては、_____ のバス停の東へ約 100 メートルのところ、事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。
議 長	ありがとうございます。 4 番、お願いします。
片岡委員	23 番、片岡でございます。11 月 10 日の日に、守山会長を初め、宮本委員、それから地元推進委員、それから私と事務局を入れまして、確認をさせていただきました。先ほど事務局のほうからご報告をいただいた内容のとおりでございます。何ら問題はないということで確認させていただいております。どうかよろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございます。 5 番、お願いします。
中谷委員	16 番、中谷です。10 日の日に、会長、部会長、それと事務局、地元推進委員、西森、中谷両委員と事務局、それと業者にも立ち会いをしていただきました。場所は、_____ の東 100 メートルほどのところですか。渡人は親から相続をした土地ではありますが、遠方住まいのため耕作もできず、またこの土地は進入路も狭く、水も天水と湧き水だけしかありませんでした。今後のことも考えて、手放すことを検討中にこの話が入ってまいりまして、所有権を移転するということで話がまとまったようですので、よろしくをお願いします。 6 番のほうですけれども、これも同じく会長と部会長、事務局、地元推進委員、西森、中谷の両委員、それと行政書士にも立ち会いをしていただきました。場所は、_____ の南に 100 メートルほどのところですか。これも小高いところの上で、別に周りに害を及ぼすようなところではないと思いますので、よろしくお願いたします。
議 長	ありがとうございます。 7 番から 10 番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。7番、8番、9番、10番と続けて説明させてもらいます。

7番から9番は全く同じところで、場所も同じところでございます。再生エネルギーの開発ということで申請されましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

10番の下之川は、これも地元推進委員と現地確認をいたしました。申請人は申請地を管理するのが難しく、現在も草だけ刈っておるというだけで、草が生えるよりも太陽光をしてもろうたほうがええんじゃないかということで、意見は合意いたしましたのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお聞きしますが、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 16ページをお願ひいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 下多気、借人 _____、貸人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 502㎡のうち251㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、177.12㎡、転用面積の70.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、合計面積は、田で251㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がございましたが、地元委員のご意見をお伺ひします。

お願ひします。

結城委員	18番、結城です。下多気1番については、10日の日に地元推進委員と現地を確認いたしました。申請人は高齢で管理ができず、賃貸借権で太陽光発電施設をしたいとのこと。自然エネルギーの開発事業ということで、賃貸借ですということですので、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
部会長	それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
部会長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。
事務局	17ページをお願いいたします。 議案第5号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 久居小野辺町東山神 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 7.12㎡外1筆、合計面積 150.12㎡。 これにつきましては、提出されております津市発行の課税証明書により、申請地には、平成3年に既に車庫が建築されていることが確認できます。 番号2、地区 久居、願出者 _____、申請地 久居相川町北相川 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 141㎡。 これにつきましては、提出されております津地方法務局発行の建物の全部事項証明書により、申請地には昭和45年11月30日に居宅が建築されていることが確認できます。 番号3、地区 栗葉、願出者 _____、申請地 森町加村垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 46㎡外1筆、合計面積 53.51㎡。 これにつきましては、提出されております平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に宅地化していることが確認できます。 以上件数は3件で、いずれの案も、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。 1番と2番、お願いします。</p>
田口委員	<p>6番、田口です。これも去る10日の午前中に見てまいりました。諸戸委員と椋下委員と私と事務局、そして地元推進委員です。これも事務局説明のとおりです。何も問題ないと思います。 2番は、これも中勢バイパスの_____南へ約1キロのところですか。これも諸戸委員と椋下委員と、それから地元推進委員で見てまいりましたが、これも問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 3番、お願いします。</p>
椋下委員	<p>7番、椋下でございます。これも去る10日の日に、諸戸部会長、それから田口委員と、それから地元推進委員と、それから事務局と私とで確認をさせていただきました。場所も_____の北300メートルぐらいのところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 地元委員の説明は終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。 ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することと決定したいと思います。 次に、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。 まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で1万9,606㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,530㎡、契約件数は18件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借で3万9,589㎡、契約件数は26件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万9,656㎡、契約件数は8件でございます。</p>

美杉地区につきましては、田の使用貸借で4, 447㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて8万3, 298㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で7, 530㎡、合計契約件数は55件、合計面積は9万828㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区6件、一志地区9件、白山地区3件で、合計18件、合計面積は4万5, 353㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で33.9%、面積では49.9%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先に審議をいただきます。

整理番号15番についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

それでは、この1件についていかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

この案件について適正であると認め、市長に進達することといたします。入室をお願いします。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長 それでは、ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
 これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後 2 時 4 4 分

上記は、第 1 1 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____